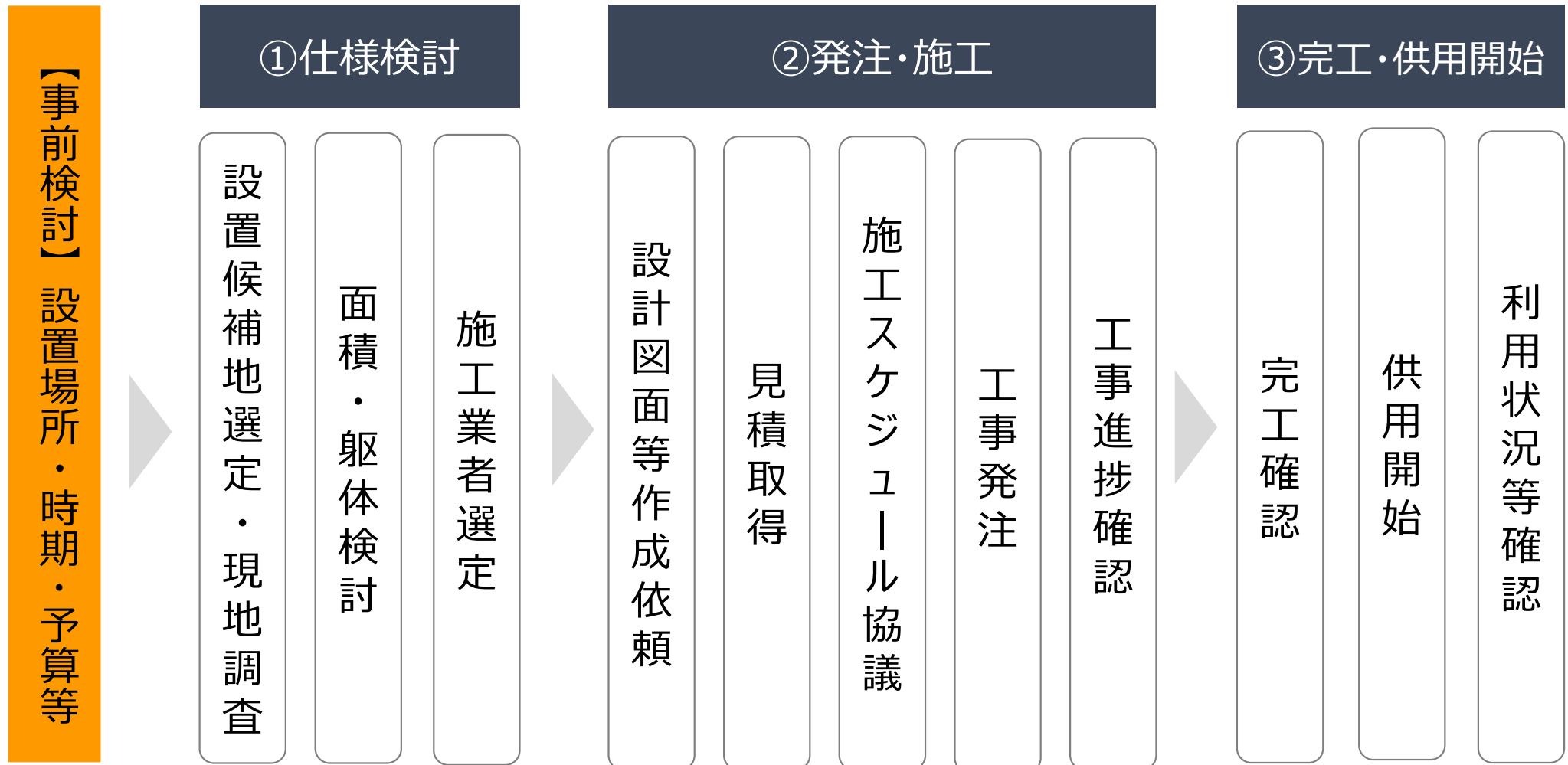


分煙施設の整備に当たっての留意点等について

設置検討～完工・供用開始まで

■ 一般的な流れ（※設置場所や躯体、諸手続き等により異なることに留意してください）



進め方・留意点

①仕様検討

設置場所/仕様検討

- たばこを吸わない人や周囲への配慮※1
- 地下埋設物の確認※2

※1 一般歩行動線や近隣建物・家屋の出入口は避ける、またパーティションやクランクの設置により煙が容易に漏れ出ないようにするとともに、内部を目視しにくくする等

※2 パーティション等を設置の場合、地面の採掘が必要な場合があります

【参考】健康増進法

- 第二十七条においては、喫煙および喫煙場所を定める際には配慮の義務が規定されています
- 庁舎等（第一種施設）敷地内に「特定屋外喫煙場所」を設置する場合は、第二十八条及び施行規則第十五条において必要な措置が規定されています（喫煙場所の区画・標識の掲示・喫煙以外に通常立ち入らない場所）

必要面積の設定

- 1人当たりの面積は約1.5㎡前後が目安

躯体タイプの検討

- パーティション、コンテナ等のタイプを検討※3
(バリアフリーへの対応を考慮)

業者選定

- 設置場所/面積/躯体※3検討後、施工業者※4を検討

※3 躯体はそれぞれに特徴があり、地域の実情に応じた検討が必要です（参考：P7～）

※4 塀・フェンスなどの外構工事を請け負う施工会社・工務店に依頼するケースが多いようです

②発注～施工 ③完工～供用開始

パーティション・コンテナの場合

- 施工業者と相談のうえ、建築基準法等の法的な要件を満たす強度を確保した構造とする
例) 柱：アルミ・スチール等 パーティション：ポリカーボネート等
※厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項について」(p15)も参考にしてください。
※地面掘削の場合、上下水道やガス、通信等の影響を確認してください

図面・見積の取得

- 上記検討に応じて、図面/見積を施工業者から取得

発注/施工スケジュールの管理

- 部材の調達期間も含めた発注から供用開始まで要する期間※を予め施工業者と相談のうえ、天候による工期遅延も考慮するなど余裕を持った施工計画が必要
※躯体タイプや面積、工事内容により発注から供用開始までに要する時間は様々です
- 諸届手続き※の確認が必要
※ 例) 道路使用許可申請、建築確認申請、市民説明会など (参考：P6)

供用開始前後の周知

- 分煙施設の利用に際し、内部や周囲へのPOP設置などマナーを守った喫煙を促すよう周知・啓発を推奨

設置確認

- 施工業者からの説明を受け、躯体の確認および引渡しを実施

分煙施設整備の際に必要な行政上の手続や申請（例）

○共通事項

- ・消防設備等利用に障害がないか、消火器の設置が必要かどうか等について、管轄消防署に確認。
- ・コンテナ型の場合は、建築確認や都市計画法に関連する許可が必要となる場合がある。

（例）建築確認：建築基準法第6条の確認

市街化調整区域等での整備：都市計画法第29条の許可

都市計画施設＜緑地、駐車場等＞区域内での整備：都市計画法第53条の許可

- ・パーティション型の場合は、建築確認は原則として不要だが、既存の建築物の庇下への設置など、建築基準法上の改築等にあたる可能性があるときは建築確認が必要となる場合がある。
- ・建築確認や都市計画法に関連する許可については、管轄の建築部局や都市計画部局に確認。

○歩道に設置する場合

- ・道路法第32条第1項（道路占用の許可）、道路交通法第77条第1項（道路使用の許可）の許可が必要となる場合があるため、道路管理者や管轄の警察署に確認。

○公園内に設置する場合

- ・都市公園法第5条（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）の許可が必要となる場合があるため公園管理者に確認。

○河川法に規定する河川区域内または河川保全区域内に設置する場合

- ・河川法第24条（土地占用の許可）、第26条（工作物の新築等の許可）、第55条（河川保全区域における行為の制限）の許可が必要となる場合があるため、河川管理者に確認。

【参考】躯体タイプ

躯体タイプの例

パーティション



閉鎖型（コンテナ）



閉鎖型（トレーラー）

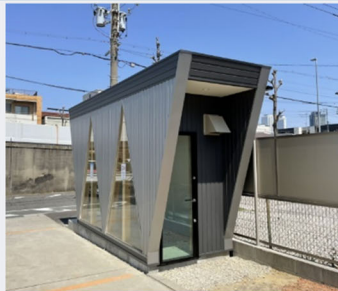


※例示であり、これらのタイプに限定されるものではありません。

参考：開放型と閉鎖型の比較

	開放型（パーティション）	閉鎖型（コンテナ等）
イメージ		
設置条件	・路上や広場などでの設置が可能（工作物） ・各地域の耐風速基準（建設省告示）を満たすこと	・路上など設置場所の制限有（建築物） ・施設屋外へ設置する際、建ぺい率・容積率に影響有 ・各地域の耐風速基準（建設省告示）を満たすこと
広さ・高さ	・設置場所の条件に応じて、面積・高さ・形状など設計の自由度が高い	・製品サイズは規定されているため、設置場所に応じた柔軟な対応は困難
仕様	・壁の構成部材、灰皿	・床、壁、天井の構成部材、灰皿のほか、排気、空調照明、消防、防犯等の各種設備
排気	・排気設備はなく、大気中に拡散・希釈 ・パーティションの高さ調整や出入口へのクランク設置などで、一定の煙・におい対策も可能	・排気設備による一括排気 →高機能脱臭機の導入によりにおい低減に期待（使用本数に応じ、フィルターメンテナンスは必須）
安全性（防犯）	・視認性の調整は可能 →開口部の拡張、透過性のある建材の選択	・外部からの視認性は低い →防犯カメラや施錠等の安全対策は必要
天候影響	・雨、雪、風による影響を受けやすい	・全天候対応可
メンテナンス	・灰皿清掃等	・灰皿清掃、各種設備メンテナンスが必要

参考：開放型と閉鎖型の事例

パターン		事例①	事例②	事例③	事例④
		開放型 (パーティション屋根有)	開放型 (パーティション屋根無)	閉鎖型 (コンテナ等)	閉鎖型 (コンテナ等)
		高さ2,100mm	高さ3,000mm	高さ3,000mm	高さ2,800mm
イメージ					
イニシャルコスト 面積		426万円 12㎡程度	616万円 25㎡程度	300万円 5㎡程度	300万円 7㎡程度
ランニングコスト (年間)	清掃費	施設全体の維持管理費用内	106万円	所有会社が負担	25万円
	その他経費 (電気代・設備 メンテナンス費 等)	〃	—	〃	10万円
	小計	—	106万円	—	35万円
5年累計コスト		426万円	1,146万円	300万円	475万円
その他留意事項		既存公共施設に付随して整備したため、維持管理費が新規で発生していない	清掃費は、他分煙施設の清掃費と合算して計上した金額を清掃回数で割り戻したもの	イニシャルコストは自治体が補助、ランニングコストは民間が負担するケース	建築確認申請、建築審査会に係る対応など、上記以外の費用が生じる可能性あり

上記金額は参考値であり、施工条件・発注時の各種単価
施設の利用状況などにより実際のコストは増減します

【参考】民間事業者等への助成制度

民間事業者等への助成制度の状況

- 設置場所の確保が困難であるなどの事情により地方団体が自ら設置及び運営を行うことが難しい場合、民間事業者等が実施する分煙施設の整備に対して助成を行うことで整備を進めている事例があります。

-
- 令和6年度に民間事業者等への助成実績(予定)がある団体（2024年7月時点）

東京都 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、荒川区、板橋区

神奈川県 鎌倉市

愛知県 名古屋市、犬山市

大阪府 大阪市

兵庫県 神戸市

助成制度の事例（名古屋市）

助成のあらまし

助成対象

- ・助成の対象者：名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する事業者又は団体
- ・助成の対象施設：設置場所が名古屋市内にあり、施設の全部の場所を喫煙場所とする屋外の分煙施設

助成の種類

- ・設置費用助成：屋外分煙施設の設置（既存施設を改修する場合等を含む。）にかかる経費
- ・運用費用助成：上記の助成金により設置した都心部の「重点整備区域内」の施設の運用にかかる経費

助成額等

- ・設置費用助成：助成率10分の10 限度額 300万円（設置年度のみ）
- ・運用費用助成：年間144万円（設置翌年度から最大5年間）

設置費用助成に係る助成対象経費

- ・パーティション、コンテナの購入、設置等に係る経費
- ・屋外分煙施設とあわせて設置することが必要であると認められる防犯カメラ等付属物の購入、設置等に係る経費
- ・屋外分煙施設の管理に必要と認められる灰皿、清掃中であることを示す看板等備品の購入経費

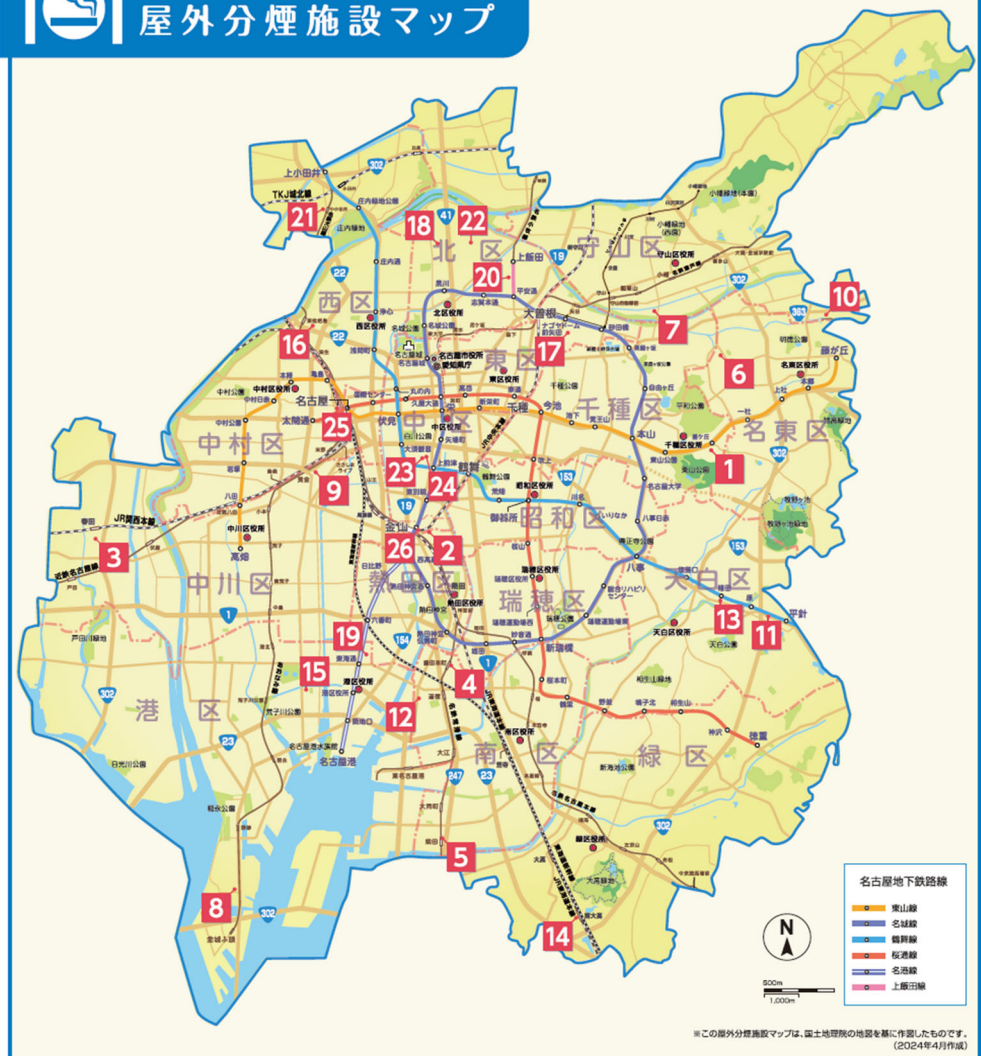
（出典）名古屋市HP「名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業」



名古屋市

2024年版

屋外分煙施設マップ



設置場所

1 星ヶ丘駐車場 南側	千種区星ヶ丘元町1410-1	10 珈琲屋らんぶ 守山店	守山区四軒家2-411	20 ラッキー1番上飯田店	北区御成通3-9-1
2 ファミリーマート 熱田波奇町店	熱田区波奇町15-1501	11 サンシャインKYORAKU平針	天白区平針1-2210	21 珈琲屋らんぶ小田井店	西区中田井5-71
3 プレイランド トミダ	中川区春田3-194	12 サンシャインKYORAKU南	南区南陽通4-34	22 名古屋エムケイ(株)	北区金田町4-1-1
4 J1	南区豊1-27-1	13 サンシャインKYORAKU稲田	天白区稲田3-1805	23 萬松寺	中区大須3-29-12
5 ジャンボ 紫田店	南区紫田町5-1ジャンボビル1F	14 イオンモール大高	緑区大高2-450	24 万松寺ビル	中区大須3-30-40
6 ZENT 猪高台店	名東区八前1-410	15 タチヤみさと店	港区築盛町120		
7 千代田会館	守山区小六町8-10	16 エグゼクティブ西事務所	西区世帯町1-2-20		
8 マルハニチロ物流 名古屋センター	港区空見町1-42	17 イオンモールナゴヤドーム前	東区矢田南4-102-3		
9 二村産業	中川区愛知町41-36	18 パロー光音寺店	北区水車町1-47-1		
		19 高津製作所	港区七番町4-6		

屋外分煙施設以外の市設置の喫煙所

25 名古屋駅	中村区太閤通口
26 金山総合駅	金山駅北口

【参考】特別交付税措置

分煙施設整備に関する特別交付税措置

	地方公共団体による整備	民間事業者等による整備
対象経費	地方公共団体が行う 屋外分煙施設の整備に要する経費	民間事業者等※が行う 屋外分煙施設整備への助成に要する経費(事業費の1/2を上限(=民間への補助率1/2)) ※たばこの製造業者、卸売業者及び輸入業者への助成は除く。
対象施設	①厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」の具体例に沿って整備されるもの ②健康増進法における第一種施設の敷地内に設置する「特定屋外喫煙場所」の整備は対象外	①厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」の具体例に沿って整備されるもの。 ②健康増進法における第一種施設の敷地内に設置する「特定屋外喫煙場所」の整備は対象外。 ③一般に開放され、無料で利用できる施設に限る。
上限額	500万円／施設	事業費の上限：500万円／施設 助成額の上限：250万円／施設
措置内容	措置率0.5（財政力に応じた補正あり）	

【参考】「屋外分煙施設の技術的留意事項について」(平成30年11月9日付健発1109第6号厚生労働省健康局長通知)(抄)

＜具体例＞

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（コンテナ型）
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること
- ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（パーティション型）
 - ・ 壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）
 - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること

※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

特別交付税措置の留意点

手続と交付の時期

毎年 8 月～ 9 月ころに各地方公共団体の財政担当課を通じて総務省から照会があり、各地方公共団体の回答を踏まえた総務省の算定を経て、翌年 3 月に交付されます。

総務省への回答に当たって必要な資料等

- 整備した分煙施設に係る事業費・特定財源・助成額の根拠が分かる資料（契約書や予算明細等）
- 整備した分煙施設について、厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」の具体例に沿っていることが分かる資料（仕様書等）

その他

- 民間事業者等への助成に要する経費に対する特別交付税措置については、当該地方公共団体において助成制度を有していることが前提となります。
- その他、詳細については、各地方公共団体の財政担当課に確認していただくようお願いします。